

平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,215千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ941,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		542	822	1,364
	1 財産運用収入	542	822	1,364
2 繰入金		272,025	△ 46,054	225,971
	1 一般会計繰入金	208,236	△ 28,928	179,308
	2 基金繰入金	63,789	△ 17,126	46,663
3 繰越金		67,805	3,097	70,902
	1 繰越金	67,805	3,097	70,902
4 諸収入		82,532	11,920	94,452
	1 貸付金元利収入	82,532	11,920	94,452
歳 入 合 計		971,471	△ 30,215	941,256

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円 971,471	千円 △ 30,215	千円 941,256
	1 育英資金	971,471	△ 30,215	941,256
歳 出 合 計		971,471	△ 30,215	941,256

平成18年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,712千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 115	千円 200	千円 315
	1 一般会計 繰入金	115	200	315
2 繰越金		152,313	△ 200	152,113
	1 繰越金	152,313	△ 200	152,113
歳 入 合 計		316,712		316,712

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 費 林 業 費		千円	千円	千円
		316,394		316,394
	1 林 業 改 善 資 金	316,394		316,394
歳 出 合 計		316,712		316,712

平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,110,482千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		801,800	△ 91,800	710,000
	1 繰越金	801,800	△ 91,800	710,000
歳 入 合 計		2,202,282	△ 91,800	2,110,482

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		801,800	△ 91,800	710,000
	1 繰 出 金	801,800	△ 91,800	710,000
歳 出 合 計		2,202,282	△ 91,800	2,110,482

平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,294,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		1,731,461	△ 47,094	1,684,367
	1 負担金	1,731,461	△ 47,094	1,684,367
2 国庫支出金		1,515,200		1,515,200
	1 国庫補助金	1,515,200		1,515,200
3 繰入金		434,351	△ 876	433,475
	1 一般会計繰入金	434,351	△ 876	433,475
4 繰越金		127,439	△ 66,187	61,252
	1 繰越金	127,439	△ 66,187	61,252
5 諸収入		19,878	867	20,745
	1 雑入	19,878	867	20,745
6 県債		588,000	△ 9,000	579,000
	1 県債	588,000	△ 9,000	579,000
歳入合計		4,416,329	△ 122,290	4,294,039

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,737,676	△ 122,148	3,615,528
	1 流 域 下 水 道 費	3,737,676	△ 122,148	3,615,528
2 公 債 費		678,653	△ 142	678,511
	1 公 債 費	678,653	△ 142	678,511
歳 出 合 計		4,416,329	△ 122,290	4,294,039

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,100,500
	1 流 域 下 水 道 費	1,100,500
合 計		1,100,500

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成19年度	千円 5,809
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成19年度	5,809
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成19年度	5,809

第 4 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
球磨川上流 流域下水道 事業費	千円 113,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融	年10% 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 108,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八代北部 流域下水道 事業費	146,000	公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			142,000			
計	259,000				250,000			

平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161,999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742,073千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		130,431	△ 119,999	10,432
	1 繰越金	130,431	△ 119,999	10,432
2 県 債		485,000	△ 42,000	443,000
	1 県 債	485,000	△ 42,000	443,000
歳 入 合 計		904,072	△ 161,999	742,073

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		632,402	△ 161,999	470,403
	1 工 鉱 業 費	632,402	△ 161,999	470,403
歳 出 合 計		904,072	△ 161,999	742,073

第 2 表 線越明許費		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 383,000
	1 工 鉦 業 費	383,000
合 計		383,000

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 造 成 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	485,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	443,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,856千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,727,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積 汚泥処理 事業費		千円	千円	千円
		1,021,599	70,528	1,092,127
	1 分担金及び 負担金	1,021,599	70,528	1,092,127
2 手 賃 ツ 付 費		1,900,002	△ 10,973	1,889,029
	1 諸 収 入	1,900,002	△ 10,973	1,889,029
3 支援措置費		7,544,133	△ 91,411	7,452,722
	1 国庫支出金	5,651,024	△ 59,555	5,591,469
	2 繰 入 金	482,109	△ 15,856	466,253
	3 県 債	1,411,000	△ 16,000	1,395,000
歳 入 合 計		10,758,919	△ 31,856	10,727,063

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積 汚泥処理 事業費		千円 2,260,185	千円	千円 2,260,185
	1 公債費	2,260,185		2,260,185
2 チ 貸 ツ 付 ソ 費		5,645,013		5,645,013
	1 公債費	5,645,013		5,645,013
3 支援措置費		1,893,109	△ 31,856	1,861,253
	1 環境費	1,411,000	△ 16,000	1,395,000
	2 公債費	482,109	△ 15,856	466,253
歳 出 合 計		10,758,919	△ 31,856	10,727,063

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
チ ッ プ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,411,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 1,395,000				(補 正 前 に 同 じ)

平成18年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成18年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,864,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		3,595,799	176,048	3,771,847
	1 一般会計 繰入金	3,595,799	176,048	3,771,847
2 県債		52,085,355	1,006,800	53,092,155
	1 県債	52,085,355	1,006,800	53,092,155
歳入合計		55,681,154	1,182,848	56,864,002

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		55,681,154	1,182,848	56,864,002
	1 公 債 費	55,681,154	1,182,848	56,864,002
歳 出 合 計		55,681,154	1,182,848	56,864,002

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円	(借入先) 会社、その他		借入れの年 から据置期間 を含め30年以 内	千円			
	52,085,355	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	53,092,155	(補 正 前 に 同 じ)		

平成18年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成18年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,912,851千円	12,894千円	1,925,745千円
第1項 医 業 収 益	1,060,866千円	26,418千円	1,087,284千円
第2項 医 業 外 収 益	851,985千円	△13,524千円	838,461千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,905,948千円	11,032千円	1,916,980千円
第1項 医 業 費 用	1,779,417千円	11,032千円	1,790,449千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務委託	平成19年度	千円 60,065
給食業務委託	平成19年度 ～21年度	123,777
情報処理関連業務委託	平成19年度	248
事務機器等賃借	平成19年度 ～21年度	6,042
医事業務委託	平成19年度	23,394

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,181,763千円	20,603千円	1,202,366千円

平成18年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成18年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	2,240,684千円	△ 59,088千円	2,181,596千円
第1項 営業費用	2,041,249千円	△ 59,088千円	1,982,161千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額633,706千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,949千円、減債積立金6,000千円及び過年度分損益勘定留保資金619,757千円で補てんするものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	707,296千円	853,443千円	1,560,739千円
第1項 建設改良費	303,495千円	△ 146,557千円	156,938千円
第3項 他会計への繰出金	235,575千円	1,000,000千円	1,235,575千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	699,318千円	△ 54,327千円	644,991千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成19年度	22,899 ^{千円}
企業局所有施設等管理業務	平成19年度	18,473
情報処理関連業務	平成19年度	1,864
事務機器等賃借	平成19年度	381

平成 1 8 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 1 8 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 1 8 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 事業費	4,452,652 千円	△ 5,466 千円	4,447,186 千円
第 1 項 営業費用	961,234 千円	△ 1,182 千円	960,052 千円
第 2 項 営業外費用	656,045 千円	△ 4,284 千円	651,761 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	8,264,519 千円	△ 1,276,405 千円	6,988,114 千円
第 2 項 企業債	2,394,000 千円	△ 2,155,000 千円	239,000 千円
第 3 項 長期借入金	187,688 千円	988,020 千円	1,175,708 千円
第 4 項 補助金	370,158 千円	△ 109,425 千円	260,733 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	8,361,213 千円	△ 1,276,405 千円	7,084,808 千円
第 1 項 建設改良費	240,355 千円	△ 109,425 千円	130,930 千円
第 2 項 企業債償還金	3,724,053 千円	△ 132,141 千円	3,591,912 千円
第 3 項 長期借入金償還金	2,450,058 千円	△ 1,016,000 千円	1,434,058 千円
第 4 項 補助金返還金	1,946,747 千円	△ 18,839 千円	1,927,908 千円

（継続費）

第 4 条 平成 1 8 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）第 3 条で定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	有明工業用水道 延伸事業	千円 321,378		千円	千円 211,968		千円
				18 19	229,022 92,356		18 19	119,597 92,371

(企業債)								
第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
未 稼 動 資 産 等 整 理 債	千円	(借入先) 公営企業金 融公庫、会社、 銀行、その他		借入れの年 から据置期間 を含め25年以 内	千円			
	2,016,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	半年賦元利 均等償還又は 半年賦元金均 等償還等 但し、財政 その他の都合 により、繰上 償還をなし、 又は借り換え をすることが できる。				
工 業 用 水 道 高 資 本 費 対 策 借 換 債	304,000				165,000	(補 正 前 に 同 じ)		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (債務負担行為)	72,359千円	△ 1,182千円	71,177千円

第 7 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	平成 1 9 年度	千円 13,827

平成18年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費	90,038千円	△199千円	89,839千円
第1項 営業費用	77,647千円	△199千円	77,448千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	7,987千円	△199千円	7,788千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成19年度	千円 678
企業局所有施設等管理業務	平成19年度	4,796
事務機器等賃借	平成19年度	134

公 告

熊本県公告第 192 号

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 25 条第 2 項の規定により一般国道 3 号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣 IC～県境間）〔都市計画道路ひばりヶ丘袋線〕に係る環境影響評価書を作成したので、同法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 27 条の規定により、次のとおり公告し、評価書、要約書及び同法第 24 条の書面を公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画決定権者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
 - (2) 住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一般国道 3 号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣 IC～県境間）〔水俣都市計画道 1・4・1 号ひばりヶ丘袋線〕
 - (2) 種類 一般国道の改築
 - (3) 規模 延長約 8.6km
- 3 都市計画対策事業が実施されるべき区域
熊本県水俣市の一部（環境影響評価書において表示する区域）
- 4 関係地域の範囲
熊本県水俣市の一部
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
熊本県土木部都市計画課、国土交通省八代河川国道事務所、熊本県芦北地域振興局企画調査景観課、水俣市都市政策課
 - (2) 期間
平成 19 年 3 月 5 日から平成 19 年 4 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

熊本県公告第 193 号

県営上益城中央地区（上野工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 194 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
電子計算機用税務データ入力業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、データ 1 件当たりの単価とし、小数点第 2 位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でない者
- (5) 平成 19 年 2 月 28 日現在において、同種の営業を 2 年以上営んでいること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
- ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日 2 回（午前 11 時、午後 4 時）5 に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に 5 に記載の場所において、受注または納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 5 日（月）から平成 19 年 3 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 6 日（火）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部税務課管理班（県庁行政棟本館 3 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 3 月 5 日（月）から平成 19 年 3 月 19 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時
平成 19 年 3 月 20 日（火） 午後 1 時 30 分から
- (4) 入札及び開札の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 4 階 401 会議室
- (5) 入札書の提出方法
6 の (4) 記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た

- 額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 195 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19 年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成19年度熊本県食肉衛生検査所と畜検査検印押印補助等業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「別表（20）その他」の「と畜検査検印押印補助等業務」に関して登録された者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年3月6日（火）から平成19年3月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県健康福祉部健康危機管理課乳肉衛生班（県庁行政棟新館3階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2248
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間
平成19年3月9日（金）から平成19年3月19日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成19年3月20日（火）午後2時から
- イ 場所
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館6階 601会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- (5) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成19年3月8日（木）午後2時から
- イ 場所
熊本県食肉衛生検査所
郵便番号 861-1344 菊池市七城町蘇崎 1341
電話 0968-26-4231
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 196 号

球磨郡山江村大字山田戊 665 番地、上萩入会林野整備組合代表者恒松幸から申請のあった上萩入会林野整備計画について、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 41 年法律第 126 号）第 11 条第 1 項の規定により平成 19 年 2 月 23 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 1 号

昭和 50 年 7 月 31 日熊本県教育委員会告示第 657 号（熊本県学童検診費補助金交付要項）は、廃止する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第 2 号

平成 18 年度熊本県環境審議会第 2 回鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 8 日（木）
午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 8 階 803 会議室
- 3 議題
(1) 第 10 次鳥獣保護事業計画の策定について
(2) 第 3 期特定鳥獣保護管理計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部自然保護課
(電話 096-333-2275)

熊本県個人情報保護制度審議会公告第 1 号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県総務部長

- 1 日時
平成 19 年 3 月 13 日（火）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 8 階 803 会議室
- 3 審議内容
(1) 会長選任
(2) 会長職務代理者の指名
(3) 防犯カメラ等による個人情報の収集について（熊本県個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 8 号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
(電話 096-333-2068)

熊本県社会教育委員会議公告第 6 号

平成 19 年 2 月 16 日付け熊本県社会教育委員会議公告第 40 号で広告した熊本県社会教育委員会議の開催日時を下記のとおり変更する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県社会教育委員会議

記

(変更前)

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 20 日（火）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室

(変更後)

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 22 日 (木)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係
(電話 096-333-2697)

熊本県医療審議会公告第 4 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 5 日

熊本県医療審議会会長 北野邦俊

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 13 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - 1 議案
 - (1) 医療法人の設立認可及び解散認可について
 - (2) 医療法人理事長選任特例認可について
 - (3) 診療所の病床設置に係る取り扱いについて
 - 2 報告事項
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県医療審議会事務局 (熊本県健康福祉部医療政策総室)
(電話 096-333-2205)

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 5 日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 7 日 (水) 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県八代保健所 1 階 第 1 集団指導室
- 3 議題
 - (1) 八代地域病院群輪番制病院の平成 19 年度実施計画について
 - (2) 新型インフルエンザについて
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町 1660 番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局 (熊本県八代保健所総務企画課)
(電話 0965-33-3111)

上益城地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度第 2 回上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 5 日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 12 日（月）午後 4 時から
- 2 開催場所
熊本県上益城地域振興局 3 階大会議室（上益城郡御船町辺田見 396 の 1）
- 3 議題
(1) 救急医療体制、救急医療の現状と課題等について
(2) 平成 19 年度病院群輪番制の実施について
(3) 健康危機管理について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って入室する。
(2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見 400 番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話 096-282-0016）

八代地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 5 日

八代地域保健医療推進協議会長

熊本県八代保健所長 児 玉 修

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 16 日（金）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
八代ホワイトパレス（熊本県八代市松江町 290-1）
- 3 議題
(1) 第 4 次八代地域保健医療計画の推進について
(2) 救急医療専門部会の報告について
(3) 地域の保健医療の課題について
(4) 第 5 次八代地域保健医療計画について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において、事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町 1660
八代地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課）
（電話 0965-32-6121 内線 3012）
（Fax0965-33-6321）

菊池地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度菊池地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 5 日

菊池地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県菊池地域振興局 別館 2 階大会議室（菊池市隈府 1272-10）
- 3 議題
(1) 菊池地域保健医療計画の推進状況について

- (2) 救急医療専門部会報告について
- (3) 第 5 次熊本県保健医療計画策定に関する菊池地域保健医療計画検討専門部会の設置について
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地域保健医療推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市限府 1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局（熊本県菊池保健所総務企画課）
（電話 0968-25-4156）

芦北地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度第 2 回芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 5 日

芦北地域保健医療推進協議会会長 末 永 英 士

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
水俣保健所 2 階会議室
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会からの報告
 - (2) 芦北地域保健医療計画の取り組み状況
 - (3) 第 5 次地域保健医療計画策定について（地域計画検討専門部会の設置）
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
芦北地域保健医療推進協議会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）
（電話 0966-63-4104）

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 18 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 5 日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで
- 2 開催場所
水俣保健所 2 階会議室（熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号）
- 3 議題
 - (1) 役員改選
 - (2) 平成 18 年度管内の救急活動状況について
 - (3) 小児救急地域医師研修事業について
 - (4) 新型インフルエンザに備えた体制整備について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県水俣保健所総務企画課）

(電話 0966-63-4104)

